

東温市再犯防止推進計画

令和3年度 ～ 令和6年度

令和3年（2021年）3月

東 温 市

東温市再犯防止推進計画 目次

第1	計画の概要とスケジュール	
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
第2	計画の方針及び重点課題	
1	基本方針	3
2	重点課題	5
第3	課題に対する市の取組	
1	国・県等との連携強化等	6
2	就労・住居の確保等	9
(1)	就労の確保	9
(2)	住居の確保	12
3	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	14
(1)	高齢者又は障がいのある人への支援	14
(2)	薬物依存を有する者等への支援	18
4	非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等	20
5	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等	23
6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	25
第4	計画の推進について	
1	計画の推進と普及啓発	27
2	計画の進行管理	27
3	再犯防止に関する取組等の指標	27
	参考資料	29

第1 計画の概要とスケジュール

1 計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年にピークを迎えて以降、国による犯罪の抑止に係る様々な取組を進めた結果、令和元年は戦後最少となりました。

一方、刑法犯により検挙された人のうち、再犯者については、平成18年をピークとして、減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は一貫して上昇し続け、平成30年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.8%となり、令和元年も同程度のまま推移しています。

こうした状況の中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が制定され、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は、再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めることとされました。

犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、^{しへき}嗜癖、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、こうした犯罪をした者等が再び罪を犯すことの無いよう、地域社会で孤立させないための支援を国・地方公共団体及び民間団体等が連携して実施する必要があります。

また、地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、保健医療・福祉サービスをはじめとする各種行政施策を、サービスを必要とする犯罪をした者等へ適切につなげ、地域生活の安定を図る「息の長い」支援が期待されています。

これらを受け、本市において、市の施策へ再犯防止の視点を反映し、犯罪をした者等を含む誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、いきいきと暮らせる安全・安心なまちづくりを実現するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として国・県の再犯防止推進計画を勘案して定めます。

また、この計画は、高齢や障がいなどの様々な生きづらさを抱えた犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく、立ち直るための取組を明らかにするものであり、地域福祉に密接に関わることから、「東温市地域福祉計画」及び関連する保健・福祉分野の個別計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画は、国・県の再犯防止推進計画を勘案して定めるものであることから、国や県の計画期間を踏まえ、令和3年度から令和6年度までの4年間を計画期間とし、今後の社会情勢や国・県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画の見直し等を受け、必要に応じて見直すこととします。

本計画と関連する計画の期間

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
国	再犯防止推進計画					次期			
県			愛媛県再犯防止推進計画				次期		
市				東温市再犯防止推進計画				次期	
	東温市地域福祉計画								

1 基本方針

本計画の基本方針について、再犯防止の取組は、様々な生きづらさを抱えた犯罪をした者等に対する支援となることから、本市の地域福祉計画と密接に関係するため、国や県における再犯防止推進計画に係る基本方針を踏まえ、次のとおりとします。

① 地域での支え合いができる人づくり

地域で暮らす人々がお互いにあたたく接することで、犯罪をした者等が犯罪の責任を自覚し、再び犯罪等に陥ることなく立ち直ることができるよう、日頃からのあいさつや声かけなどを通じて認め合い、助け合い、支え合う心を育む人づくりを推進します。

② 誰もがつながる体制づくり

犯罪をした者等の様々な事情に応じて、行政、社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て相談窓口、ボランティア、NPO等の地域で活動する組織・団体と、地域で暮らす人々が関わり合い、情報交換や連携を強化することで、犯罪をした者等が地域で孤立することなく、必要な支援を受けられる体制づくりを推進します。

③ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

障がい等に対する差別や高齢者・女性・子どもへの虐待の防止、いじめや不登校への相談やサポート、生活困窮者などの地域で不安を抱える人への支援など、様々な問題に対して早期対応を図ることで、犯罪へつながることを防止するとともに、広報・啓発活動を通じて地域の人々への理解と協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

参考：国計画〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施

策を総合的に推進すること。

- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

参考：県計画 [基本方針]

国計画に掲げられている5つの基本方針と7つの重点課題を勘案し、県民の理解と協力を得つつ、本県の状況に応じて、犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく、必要な支援等に円滑につながり、再び犯罪等に陥ることを防止するための息の長い取組を実施し、もって、県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、次の重点課題に取り組めます。

2 重点課題

本市では、再犯防止を取り巻く状況に鑑み、国・県と連携して再犯防止の取組を推進する必要があることから、国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、次の課題について重点的に取り組みます。

- ① 国・県等との連携強化等
- ② 就労・住居の確保等
- ③ 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑥ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

参考：国計画 〔重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

参考：県計画 〔重点課題〕

- ① 国・市町・民間団体等との連携強化等
- ② 就労・住居の確保等
- ③ 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑥ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

第3 課題に対する市の取組

1 国・県等との連携強化等

現状と課題

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢で身寄りがない人、障がい等を抱えている人など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている人が多く存在します。

国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施していますが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた人に対する支援は、地方公共団体が一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されています。

しかしながら、地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、これらのことが、地方公共団体が主体的に、再犯の防止等に関する施策を進めていく上での課題となっています。

県の主な取組

- 国、地方公共団体、関係機関、民間協力者等の地域ネットワークを構築し、全ての支援対象者及びその家族等に対する一元的な相談体制の整備や、地域資源の充実を図る。

関連する市の取組

- 国・県・他市町村との連携強化の取組
再犯防止に関する市の担当部署を明確化し、連携を図るとともに、国・県による情報共有や意見交換等の連絡会議への参加により、国・県の再犯防止施策を市の取組に随時反映させる等、これまで以上に積極的な再犯防止の取組を推進します。

○ 松山保護観察所等との連携

松山保護観察所が中心となって開催する、特別調整に関する連絡協議会に出席し、刑事司法関係機関等との連携を強化します。

また、松山保護観察所が主催する地域連絡協議会が中予地域で開催される場合には同協議会へ参加し、保健所や医療機関等の関係機関との情報交換や研究協議を通じて、精神疾患等を抱える人への関わり方を身に付けるなど、職員の資質向上等を推進します。

○ 松山刑務所との連携

松山刑務所と様々な方面において連携し、協働で再犯防止の取組を推進します。

<ul style="list-style-type: none">• 矯正施設所在自治体会議への参画 「矯正施設所在自治体会議※」に参画し、他の矯正施設所在自治体との情報交換を積極的に行い、再犯防止を推進するための連携を強化します。 ※矯正施設が所在する市町村が構成員となってネットワークを形成し、積極的に地域における再犯防止施策等を推進して、情報交換、調査研究等を行うために設立された会議体
<ul style="list-style-type: none">• 受刑者の処遇や社会復帰支援指導等への関わり 刑事施設視察委員会委員である本市職員が、刑務所職員や収容されている人から状況聴取するなど、松山刑務所と連携して犯罪をした者等の処遇や職業訓練内容等の社会復帰への支援について関わり、意見を述べます。 また、市立図書館で保存期間を経過した本や除籍した本の松山刑務所への譲渡など、受刑者の処遇支援を継続していきます。
<ul style="list-style-type: none">• 矯正展への参加、協力 例年秋に開催される松山刑務所の矯正展において、本市からの出展の拡充や備品貸出などの支援を進め、矯正施設等に対する地域住民の更なる理解促進を図ります。
<ul style="list-style-type: none">• 受刑者の社会貢献作業等の機会の提供 社会貢献作業等を実施することに協力するための協定を松山刑務所と締結し、受刑者が市管理の公園等の環境保全を通じ、社会の役に立つための自己肯定感を高める取組を支援します。
<ul style="list-style-type: none">• 刑務所の地域貢献の支援 松山刑務所と協定を締結している一般避難所及び福祉避難所について、今後、災害用備蓄物資の収容等により避難所機能を充実させるとともに、住民への周知を進めて矯正施設のイメージアップを推進します。

- 高齢や障がいのある受刑者等への支援

地域生活定着支援センターの要請に応じ、出所後に住居がない高齢又は障がいのある受刑者が、円滑に福祉的支援を受けて安定した生活を送れるよう、施設収容中から介護保険や障がい福祉サービス等の手続きを行う「特別調整」を支援します。

また、出所者のうち、一般就労と福祉的支援の狭間にある人に対する農業分野での就労や、農業・福祉関係者との関係づくりなどを行う「農福連携等」についての松山刑務所の取組に協力します。

- 人的交流の促進

松山刑務所の受刑者に対して、住民登録やマイナンバー制度等の案内などの社会復帰支援指導や、運動指導等の支援を行う一方、松山刑務所が開催する受刑者の運動会や、矯正処遇に係る研究授業へ参加し、刑務所職員から再犯防止のための諸施策を学ぶなど、お互いの強みを活かしながら連携を図ります。

また、松山刑務所の各種専門官等を研修会等の講師として招くなど、相互の人的な流れを強め、職員や地域への再犯防止意識の向上に努めます。

- 松山刑務所と協働での地域活性化

ふるさと納税返礼品として、松山刑務所で受刑者が刑務作業として製作された愛媛県ブランド材「媛ひのき」を使用した工作物を登録することや、松山刑務所による地域活性化のためのエプロン製作に係る市イメージキャラクター「いのとん」使用許諾等の協力のほか、市の公共調達に係る機会を増やすとともに、地域住民に対する矯正施設への理解促進を図り、犯罪をした者等が地域へ受け入れられる土壌作りを推進します。



「媛ひのき木製ベンチ」
(ふるさと納税返礼品)



市イメージキャラクター（いのとん）
を使った「いのとんのエプロン」

2 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保

現状と課題

国の統計によると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高いなど、不安定な就労が再犯リスクとなることが明らかになっています。

国においては、矯正施設における社会ニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置をはじめとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできました。

しかし、犯罪をした者等が生活の安定のために就労することについて、「前科等があること」、「求職活動に必要な知識・資格等がなく、円滑な求職活動ができないこと」、「社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持能力が不足し、職場での人間関係を十分に構築できないこと」、「適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること」、「協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと」等の課題があります。

なお、松山南警察署管内の統計においては、犯行により検挙した人員のうち、およそ半数が無職となっています。

県の主な取組

- 関係機関と協力し、支援対象者個々の特性や実情に応じた就労支援事業へのコーディネートを行い、就労後の生活安定に向けたフォローアップを含めた立ち直り支援に取り組む。
- 協力雇用主の社会的評価の向上に努める。
- 協力雇用主による雇用が円滑に実施されるよう、コレワーク（矯正就労支援情報センター室）等と協力し、研修会を開催する。
- 障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により福祉的就労につなげる。
- ソーシャルファーム（一般就労が難しい人とそうでない人が共に働く社会的企業）の活用を検討する。

- 保護観察対象少年を、民間就労へのつながりを前提に会計年度任用職員として雇用することを検討する。

関連する市の取組

- 生活困窮者への支援

失業や就職活動の行き詰まり等の事情で困窮状態に陥っている人に対し、自立に関する相談支援や就労等に関する支援プランの作成、生活状況の立て直しやハローワークへの同行、就労のための手続き補助等により「自立の促進」を図ります。

また、必要に応じて生活保護制度の活用等、生活を安定させるための重層的なセーフティネットを推進します。

- 協力雇用主の確保等

市が関わるセミナー・説明会・研修等において、松山保護観察所等と協力し、国が実施する協力雇用主制度やコレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）等について、周知を図ります。

また、公共調達において、協力雇用主の受注機会の増大を図る方法など、県や県内市町の動向を注視しつつ検討します。

- 高齢者への就労支援

シルバー人材センターでは、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を活かしながら、地域に密着した臨時的・短期的または軽易な仕事を提供し、生きがいの充実と将来にわたり活躍し続ける生涯現役社会を推進します。

- 障がい者への就労支援及び社会参加の促進

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより、就労を希望する人が、就労の機会やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられること、また、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により課題が生じている人へは、企業・居宅等への訪問等により解決に向けた必要な支援を行うなど、障がいのある人の地域での活動や社会参加を促進します。

- 雇用対策支援事業

毎週更新されるハローワークからの求人情報を把握し、市ホームページや窓口で周知します。

また、市内高等学校等で中小企業交流シンポジウムを開催するとともに、市内中小零細企業に関する就職応援冊子を、市内での就労を希望する人に対して配布し、市内中小零細企業の紹介や魅力などの情報を提供します。

○ 障がい者施設の受注機会拡充

市有地5箇所管理において、年3回程度の草刈等の軽作業を市内障がい者施設（就労継続支援B型）へ発注するなど、障がい者の自立した生活を確保できるよう、障がい者施設への作業委託を推進します。

○ ひとり親家庭に対する就労支援

ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付で国が指定する経理や医療事務などの講座を受講する場合の費用の一部を助成したり、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士又は作業療法士等の専門的な資格取得のため1年以上の養成機関に通う場合の生活費相当額の支給など、ひとり親家庭の生活安定のための支援を推進します。

また、市で雇用している母子父子自立支援員がプログラム策定員となって、ひとり親家庭の父母の状況や希望等に応じた自立支援計画書を策定し、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、継続的な自立・就労支援を行います。

○ 出所者等への就労支援（再掲）

松山刑務所を含む矯正施設等が取り組む「農福連携等」について、出所者等のうち、一般就労と福祉的支援の狭間にある人に対する農業分野での就労支援や該当施設での受入れ、農業・福祉関係者との関係づくり、また、一般就労としての就農について、農業及び行政機関等との関係づくりや、情報提供等に協力するよう努めます。

(2) 住居の確保

現状と課題

適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために大変重要なことです。法務省の統計によると、刑務所出所者総数に対する帰住先がない人の割合は、約17%であり、刑務所満期出所者のうち、約42%が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの人の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることが明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、受刑者等の釈放後における生活環境の充実や、更生保護施設（頼るべき人がいないなどの理由で帰るべき場所がない人の一時的な居場所となる民間の施設）の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、これらの更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があること、また、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすること等により、適切な定住先を確保できないまま、再犯等に至る人も存在します。

県の主な取組

- 借り上げ住居等で働ける就労先の確保や、保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及を促進する。
- 保証人を確保できない低所得者等に配慮する。
- 自立準備ホーム制度の周知と登録増に協力する。

関連する市の取組

- 東温市居住支援協議会

NPO法人と連携して設置した東温市居住支援協議会では、高齢者、障がい者、子育て世帯、保護観察対象者等（住宅確保要配慮者）、住宅の確保に特に配慮を要する人に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び入居後の支援のほか、セーフティネット住宅の紹介や情報提供等を行い、住宅確保要配慮者等の地域での安定した生活を推進します。

また、愛媛県居住支援協議会への参画により、県内地方公共団体のほか、不動産団体や居住支援団体と広く連携し、住宅の確保について取り組みます。

○ 住宅確保給付金

休業等に伴う収入の減少、離職・廃業により、住居を失うおそれが生じている人へ、原則3ヶ月（最大12カ月）家賃相当額を支給します。

また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、対象者を「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」に拡充しました。

○ 空き家の利活用

市内で空き家となっている物件を活用し、貸したい家主が登録する「空き家バンク」により、市内に住居を探している人へ情報提供をします。

○ 居住生活困難者の施設入所

環境上及び経済上の理由により、居宅において日常生活を営むことが困難な65歳以上の高齢者に対し、養護老人ホーム等への入所措置を行います。

○ 市営住宅

住宅に困窮しており、同居家族がいることや低所得であることなど、一定の要件に該当する人に対し、住宅を低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進を図ります。

○ 障がい者の居住支援

共同生活を営む住居（グループホーム）において日常生活上の介護や援助を行うなど、障がいを持つ人が安心して地域で生活できるよう、支援します。

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者又は障がいのある人への支援

現状と課題

高齢者（65歳以上の者）が、刑務所を出所後2年以内に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び入所した高齢者のうち約4割の人が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

国においては、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある受刑者等が、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所や福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設及び更生保護施設に対する社会福祉士等の配置促進や、地域生活定着支援センターを中心として福祉関係機関と連携しながら必要な調整を行う取組（特別調整）等を実施しています。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要なサービスへつながらない場合もあり、きめ細やかな支援を実施するための連携体制が不十分であることなどが課題となっています。

県の主な取組

- 必要なサービスにつながるよう、多機関による研修・意見交換等や、矯正施設等と連携した手続きの円滑化に取り組む。

関連する市の取組

- 民生委員・児童委員による地域福祉の推進

民生委員は、地域において、常に住民の立場に立ち、様々な事情を抱える地域からの相談を受けるとともに、配慮が必要な世帯への訪問や地域サロン運営の支援等、地域福祉の推進に係る活動をしています。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等の必要な援助を行う児童委員を兼ねています。

これらの活動を支援するため、活動費の助成や資質向上のための研修や会議の場を提供します。

○ 高齢者に対する包括的支援

• 地域包括支援センターによる支援

保健師、社会福祉士及び介護支援専門員などの専門資格者による、高齢者のための総合相談支援や権利擁護、地域の介護支援専門員をサポートするための包括的・継続的ケアマネジメント支援、要介護状態になり得る高齢者を対象とした介護予防ケアマネジメントなどの事業を実施し、高齢者や家族に対して包括的なケアを実施します。

また、市内に事業所を有する社会福祉法人の協力を得て、2事業所内にランチ（住民に身近な受付窓口）を設置し、在宅介護、福祉サービス等の電話、面接、訪問相談を行い、要介護者が適切な介護サービスを受けることができるよう、支援を行います。

• 認知症ケア体制の整備等

認知症の人やその家族に対して早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の設置や、認知症の全ての時期を通じて必要な医療、介護及び生活支援が提供されるよう、「認知症地域支援推進員」を配置するとともに、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成することで、地域の人々が認知症になっても安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域における支援体制の構築とケア向上を推進します。

また、認知症などにより、成年後見人制度を利用する場合の費用負担が困難な高齢者を対象に、審判請求費用や後見人報酬の助成を行います。

• 生活支援体制整備

多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加による介護予防の推進を一体的に図るため、「生活支援コーディネーター」や「協議体」の設置を通じて、高齢者も支援の担い手となるようなサービスの開発・創出に取り組みます。

• 地域ケア会議の推進

医療、介護等に携わる人をはじめとする多様な関係者が、個別事例に対する支援を検討し、それぞれの課題の解決を図るとともに、地域ケア会議を積極的に開催することにより、介護支援専門員の自立支援に関する実践能力の向上を推進します。

また、個別事例検討の蓄積や日常業務を通じて把握した地域課題を関係機関と地域が共有し、高齢者だけでなく、助けが必要な人に対して身近な人たちが支え合う地域づくりへの取組を検討します。

○ 障がい者への支援

<ul style="list-style-type: none">・ 相談支援 障がい者に関する相談支援の中核的な役割を担う東温市基幹相談支援センターにおいて、障がい者等からの様々な相談に応じており、各種情報の提供、障がい福祉サービス等の利用援助や社会資源を活用するための支援、権利擁護のための必要な援助などの実施により、障がいのある人の地域での安定した生活を支援します。
<ul style="list-style-type: none">・ 地域自立支援協議会 東温市地域自立支援協議会において、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービスに係る分野の関係機関と連携したネットワークを構築し、地域の障がい者が安心して生活できるよう支援します。 また、専門部会による課題検討等を通じて、障がい者の地域生活の支援を推進します。
<ul style="list-style-type: none">・ 精神通院医療費の助成 様々な事情で精神に疾患を抱えた人が必要な治療を継続して受けられるよう、通院に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。

○ 地域における悩みに関する相談事業

生活の多様化による様々な心配ごとの相談窓口として「心配ごと相談」、仕事や家計、住居のことなど、生活全般に関する相談窓口としての「くらしの相談支援室」を設け、地域における孤立など、悩みに寄り添い、地域福祉の向上を推進します。

○ ゲートキーパー養成等の推進

地域で様々な悩みを抱える人たちに対し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る人（ゲートキーパー）の養成に取り組み、地域で孤立する人に対する支援を推進します。

また、こころの健康講座を積極的に開催し、住民一人ひとりがこころの健康問題の重要性を認識し、自分や身近な人の不調に早く気づき対処できるよう、正しい知識の普及を図ります。

○ 精神障がい団体及び支援団体への支援

精神障がい者の住みよい社会環境づくりの実現をめざして活動している「精神障がい者地域家族会」や、精神障がい者の社会参加を支援するボランティア

グループの活動を支援し、精神障がい者の社会復帰や社会参加を促進します。

○ 高齢者への就労支援（再掲）

シルバー人材センターでは、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を活かしながら、地域に密着した臨時的・短期的または軽易な仕事を提供し、生きがいの充実と将来にわたり活躍し続ける生涯現役社会を推進します。

○ 居住生活困難者の施設入所（再掲）

環境上及び経済上の理由により、居宅において日常生活を営むことが困難な65歳以上の高齢者に対し、養護老人ホーム等への入所措置を行います。

(2) 薬物依存を有する者等への支援

現状と課題

覚せい剤取締法違反の検挙者数は徐々に減少しており、令和元年の検挙人員は8,730人で、昭和50年以来、44年ぶりに1万人を下回る一方、警察による検挙人員（成人）に占める再犯者の割合は上昇を続けており、令和元年における再犯者は5,681人で、再犯者の割合が66.9パーセントと平成元年以降最も高くなっています。

こうした状況のなか、国においては、矯正施設・保護観察所における専門的プログラムの開発・実施や、薬物依存からの回復に向けた指導、医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等の体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしています。

しかしながら、刑事司法関係機関、地域の保健医療・福祉関係機関、民間団体等において、効果的な支援等を行う体制が不十分であること、専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域もあること、関係機関等の連携が不十分であることなどが指摘されています。

県の主な取組

- 相談窓口や治療可能な医療機関、民間の回復支援施設等について、関係機関を通じて周知する。
- 専門医療機関及び治療拠点機関の選定に努めるなど医療の提供体制を整備し、ネットワーク化を図る。刑事司法手続を終了する人への地域での支援について検討する。

関連する市の取組

○ 薬物乱用防止のための取組

野生のけしの花に関する保健所への通報や除去作業を実施し、不正大麻使用を予防します。

愛媛県薬物乱用防止指導員協議会への指導委員の推薦や当該委員と連携し、健康フォーラムやどてかぼちゃカーニバル等の市内行事での啓発ブース確保等の協力、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援基金運動の周知、県主催の薬物乱用防止パレードへの参加等、薬物乱用防止のための各種啓発活動を推進します。

○ 精神保健に係る相談対応

本人又は家族、その他地域の人たちからの相談を受け、警察、消防、保健所、医療機関等と連携して、精神保健に係る支援の必要な人の把握や見守りをはじめ、訪問指導、精神科の医師が相談に応じる「こころの健康相談」等により状態の軽減を図り、社会復帰へのコーディネートを実施します。

○ 地域支援連絡協議会への参画

松山保護観察所が主催する地域支援連絡協議会に参画し、薬物依存のある犯罪をした者等に対する効果的な支援策の推進に協力します。

4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等

現状と課題

全国の高等学校進学率は約98パーセントであり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の24.4パーセント、入所受刑者の34.8パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、または非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の40.1パーセント、入所受刑者の23.9パーセントが高等学校を中退している状況にあります。

国においては、高等学校の中退防止、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない人及び高等学校等を中退する人に対する就労等支援、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sisters Movementの略で、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題があります。

県の主な取組

- 関係職員や地域の青少年健全育成関係民間協力者等が適切な相談支援ができるよう、松山法務少年支援センター等の連携を図りながら、知識・対応力向上に取り組む。
- 自立援助ホームに入居中の少年の学び直し支援や、中途退学した生徒への再修学に関する情報提供などを行う。
- 少年院在院中又は出院後に復学する人等についてケース検討会を実施するなど、円滑な学びを継続。松山学園における読書に関する取組に協力する。

関連する市の取組

○ 補導活動の実施

地域からの推薦や小中学校の教員等で構成する補導委員により、警察と連携し、年間を通して補導活動を行い、非行少年の早期発見に努めるとともに、不良図書回収などの環境浄化活動を実施します。

○ 青少年関係団体による健全育成の推進

市内の教育機関、警察機関、民生児童委員、その他地域の代表で構成する少年健全育成推進協議会や青少年問題等協議会において、いじめ、不登校、非行防止、交通安全等について協議を図り、保護司と連携して、青少年の地域における健全育成を推進します。

また、青少年団体「日本ボーイスカウト東温第1団」の活動に対して補助金を交付し、民間団体による青少年の健全育成の促進を図ります。

○ 学校、教育や家庭に関する相談体制の整備

<ul style="list-style-type: none">・ スクールカウンセラー 児童生徒へのカウンセリングや保護者、教員等への助言・援助を行い、学校での教育相談体制の充実と心理面でのサポートを図るため、スクールカウンセラーを配置しており、相談に応じて各地区の小中学校へも派遣します。
<ul style="list-style-type: none">・ スクールソーシャルワーカー いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた環境（家庭等）への働きかけや、福祉等の関係機関とのネットワークを構築し、活用するためのスクールソーシャルワーカーを配置し、問題解決のための環境づくりをサポートします。
<ul style="list-style-type: none">・ ハートなんでも相談員 児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行い、不登校等の問題行動の早期発見、早期解決を図るため、ハートなんでも相談員を配置します。
<ul style="list-style-type: none">・ 教育相談 学校への相談が不安な場合や、相談できる時間が限られる場合などに対応するため、市内公民館2箇所へそれぞれ1名相談員を配置し、いじめや非行等を含む教育に関するあらゆる相談を24時間体制で受け付け、県、警察機関、子育て相談窓口等の関係機関と連携して問題解決を図ります。

○ 児童生徒への心理的・情緒的な自立支援

東温市適応指導教室「ひだまり」では、学校に行きたくても行くことができない児童生徒を対象に、基本的な生活習慣の改善や自立心・協調性を育て、社会的に自立することを目指し、教育相談や学習支援等を行います。

○ ひとり親家庭の児童への学習支援

ひとり親家庭の児童の学習への意識と学力の向上を図るため、大学生や社会人等のボランティアによる学習支援を行います。ひとり親家庭の子どもは、親との離別等により、精神面や経済面で不安な状況におかれていることが多いことから、子どものよき理解者として学習支援や進学相談等を行い、子どもの情緒の安定とひとり親家庭の負担軽減を図ります。

○ 家庭児童相談員による子育て相談室

家庭児童相談員等を子育て相談室に配置し、子育ての悩みや子どもの成長・発達についてなど、子育てに関する様々な相談を受け付けます。

また、見守りが必要な家庭には定期的に訪問を行い、関係機関と情報を共有して支援に当たります。

○ 子どもの居場所づくりの推進

放課後児童クラブ、児童館、子育て支援センター、放課後子ども教室、土曜教育活動において、適切な遊びや活動を通じて子どもの居場所づくりを推進します。

また、子どもたちの見守りや一人で遊んでいるなどの気になる子どもへの声掛けのほか、保護者からの相談に応じて必要な支援や助言を行います。

5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの特性（経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等）を把握した上で、その人にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要となります。

国においては、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い人、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障がい等の問題を抱える人など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきました。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、効果の検証を更に推進していく必要があります。

地域においては、虐待等の被害体験等による心的外傷、配偶者からのDVの被害や育児等についての悩みなどから非行や犯罪に至る背景になることもあり、こうした問題への支援や、少年や若年者等への教育的な働き掛けなどが重要であると考えられます。

県の主な取組

- 保護処分の審判を受けた触法少年については、特性に応じ、法務少年支援センターや保健・医療機関等の関係機関とも協働し、少年自らの行動改善に向けた気づきを促す支援を行う。

関連する市の取組

- 配偶者等からの暴力に関する支援
配偶者や恋人などの親密な関係にあった相手からの身体的、精神的、性的、経済的暴力による被害を受けている人の相談を受け、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携しながら一時避難先としてのシェルターや行き場のない母子が生活を安定させることを目的とした母子生活支援センター等へつなぎ、加害者から離れて安心して生活できるよう支援を行います。

○ 児童虐待の早期発見・未然防止の推進

家族や親族等関係者からの相談や地域の人からの情報提供により、児童虐待の早期発見に努めており、児童虐待の疑いがあるとの通報を受けた場合は、48時間以内に訪問等を実施し、状況確認を迅速に行います。

また、児童相談所等の関係機関とも連携し、虐待があった家庭や虐待の恐れがある家庭へ必要な支援を行い、子どもの安全で安心な生活を守ります。

○ 青少年関係団体による健全育成の推進（再掲）

市内の教育機関、警察機関、民生児童委員、その他地域の代表で構成する少年健全育成推進協議会や青少年問題等協議会において、いじめ、不登校、非行防止、交通安全等について協議を図り、保護司と連携して、青少年の地域における健全育成を推進します。

また、青少年団体「日本ボーイスカウト東温第1団」の活動に対して補助金を交付し、民間団体による青少年の健全育成の促進を図ります。

○ 子どもの居場所づくりの推進（再掲）

放課後児童クラブ、児童館、子育て支援センター、放課後子ども教室、土曜教育活動において、適切な遊びや活動を通じて子どもの居場所づくりを推進します。

また、子どもたちの見守りや一人で遊んでいるなどの気になる子どもへの声掛けのほか、保護者からの相談に応じて必要な支援や助言を行います。

○ 人権教育・啓発の推進

学校、地域、家庭、職域その他の日常生活におけるあらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を断続的かつ効果的に推進することで、市民一人ひとりが人権に対して正しく理解し、様々な事情を抱える他人を思いやることのできる豊かな人権感覚を育むとともに、人権意識の普及・高揚を図り、差別のない社会の実現を目指します。

また、市内の人権団体や人権擁護機関など関係機関との連携のもと、人権講座等の研修や人権相談の充実、人権の花運動等の人権教育に係る事業を推進します。

○ 国機関等と連携した支援

地域における犯罪や非行の問題に関して、松山保護観察所や無料相談を実施している松山法務少年支援センターなどと情報共有等を行い、それらの問題を抱える人の支援を図ります。

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

現状と課題

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられており、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在となっています。

しかしながら、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていることや、地域社会の人間関係の希薄化等による民間ボランティア活動が難しくなっていること等の課題もあります。

また、再犯の防止に関する施策は、住民にとって必ずしも身近でないことから、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」が十分に認知されていないなど、関心と理解を深める必要があります。

県の主な取組

- 就労、修学、福祉等に関する相談窓口や指導・支援内容に応じた専門機関・制度等のリーフレット等を作成し、社会復帰支援機関に配布し、活用する。
- 7月の「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間において、県の広報媒体等を活用した広報・啓発に取り組む。
- 矯正施設等が実施する施設見学会や地域交流事業等への参画、県民への広報に協力する。

関連する市の取組

- 社会を明るくする運動等の推進

犯罪や非行を防止し社会への立ち直りを地域で支援する「社会を明るくする運動」を、保護司、教育関係団体、社会福祉団体、地域団体と連携しながら市が主体となって推進し、強調月間（7月）における街頭での普及啓発活動、学校と連携した児童生徒への啓発、大会の開催、市広報紙や市ホームページを通じた周知等を実施することで、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指します。

また、同じく7月に実施される再犯防止啓発月間において、再犯防止に関する広報・啓発活動に努めます。

○ 更生保護団体との連携・支援

松山地区保護司会第8分区（東温市地区）の事務所として、東温市川内支所の一部のフロアを提供するとともに、負担金を交付し、その活動を支援します。

また、東温市有志により構成する更生保護女性会東温支部の活動に対し、補助金を交付し、その活動を支援します。

○ 再犯防止に関わる機関・団体等との連携強化等

再犯防止に関わる機関・団体等とのネットワークを構築し、連携を強化するとともに、刑事司法機関、就労・住宅支援関係機関、その他福祉関係機関・団体等との相互交流を図り、犯罪をした者等の立ち直りの支援に関して、市内の関係団体等が研修・協議をする機会の確保に努めます。

○ 更生保護活動の理解促進と人材の確保

松山保護観察所と連携し、保護司等の更生保護ボランティア活動について、市民に広く周知するとともに、保護司の人材確保に関する必要な施策を講ずることに努めます。

○ 人権教育・啓発の推進（再掲）

学校、地域、家庭、職域その他の日常生活におけるあらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を断続的かつ効果的に推進することで、市民一人ひとりが人権に対して正しく理解し、様々な事情を抱える他者を思いやることのできる豊かな人権感覚を育むとともに、人権意識の普及・高揚を図り、差別のない社会の実現を目指します。

また、市内の人権団体や人権擁護機関など関係機関との連携のもと、人権講座等の研修や人権相談の充実、人権の花運動等の人権教育に係る事業を推進します。

○ 矯正行政への理解等の促進（再掲）

松山刑務所で例年開催される矯正展において、本市の出展の拡充や開催に当たっての協力を通じ、広く市民に矯正行政への理解を促進するよう努めます。

また、市・各種団体と松山刑務所の交流を促進し、刑務所職員の講演や、刑務所内の参観などにより、相互理解を深め、犯罪・非行の防止や再犯防止施策を支援するよう努めます。

第4 計画の推進について

1 計画の推進と普及啓発

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するとともに、様々な理由で生きづらい思いをしている人に寄添う安全・安心な地域社会を実現するため、市の取組を実施する庁内の関係部署を中心に、関係機関や民間協力団体等と十分な連携を図り、認識を共にすることで、再犯防止に係る本計画を推進していきます。

また、取組の実施にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であることから、市の広報紙やホームページ等を通じて、再犯防止に関する市の基本方針と取組を広く周知し、計画の普及啓発に努めます。

2 計画の進行管理

本計画は、市の再犯防止に関する取組の進捗状況の把握・評価を必要に応じて行います。

また、社会情勢や国及び県の施策の推移を勘案して、適宜、見直しを図ることとします。

3 再犯防止に関する取組等の指標

再犯防止に関する取組等の成果指標を次のとおり設定し、取組の達成状況を検証します。

成果指標	実績値（R1）	目標値（R6）
社会を明るくする運動行事の参加人員	150人	200人

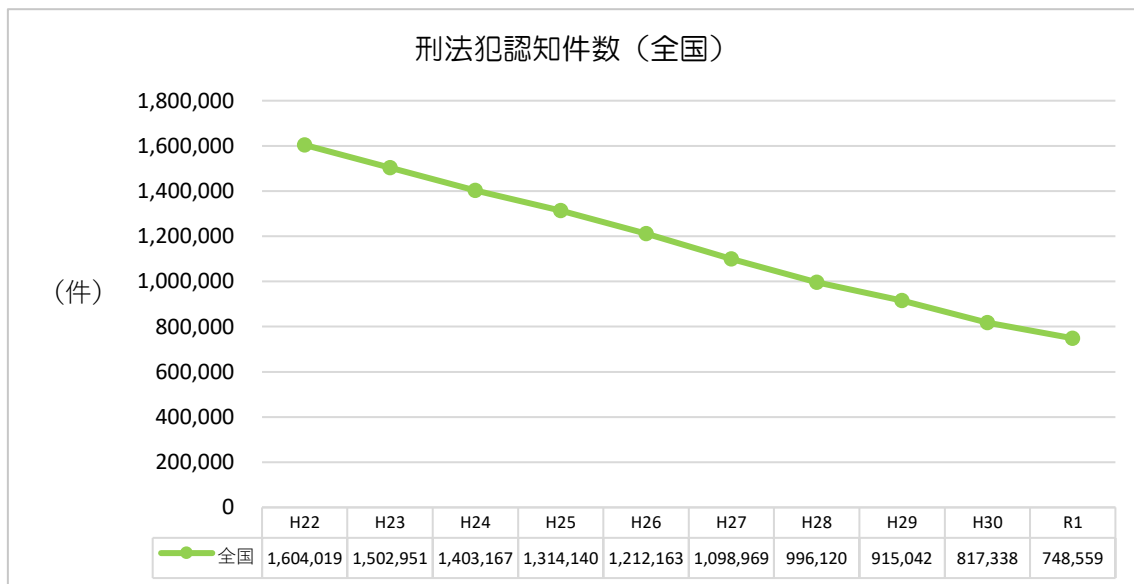
成果指標のほか、次の事項を再犯防止の取組等の参考指標とします。

参考指標	実績値
松山南警察署管内における再犯者の割合	49.7%（令和元年）
松山刑務所矯正展の参加人員	17,777人（令和元年度）
市内の協力雇用主数	7社（令和2年4月1日時点）

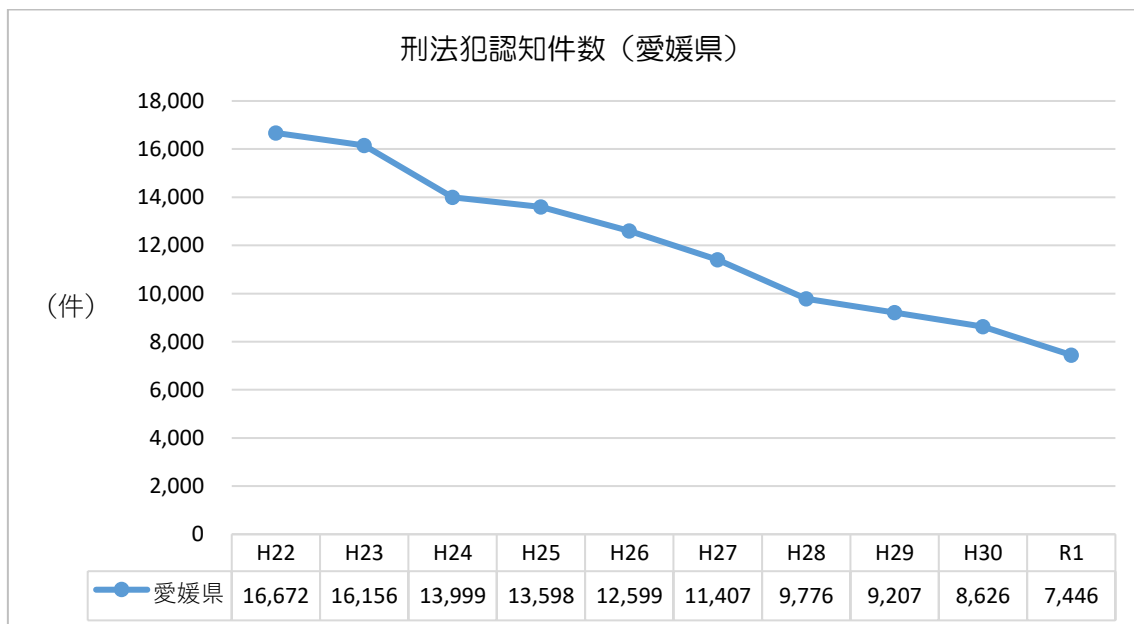
参 考 资 料

本市をとりまく犯罪の状況等

(1) 犯罪認知件数



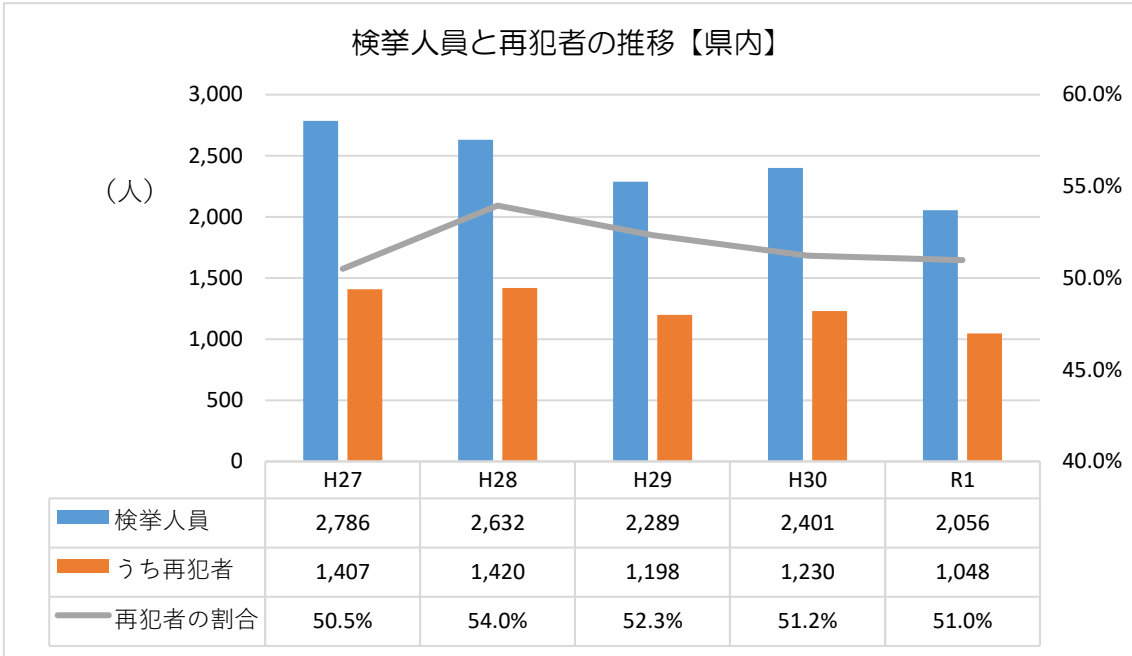
全国の犯罪認知件数は、10年間で半数以下となっている。



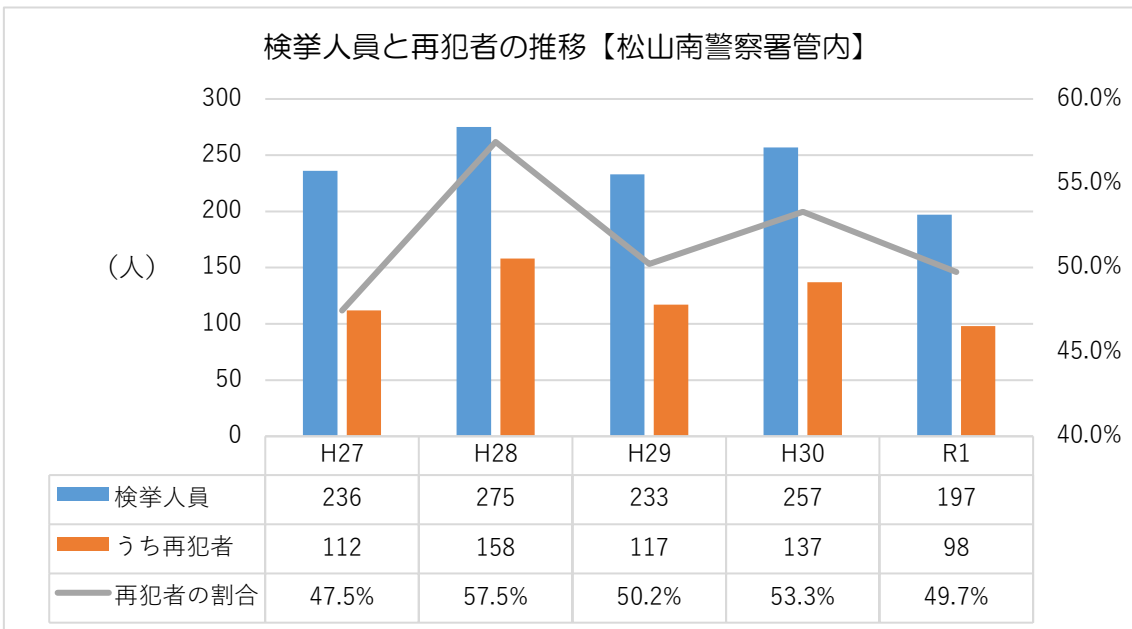
県内の犯罪認知件数も全国と同様に半数以下となっている。

(2) 県内の検挙人員等の状況 (20歳以上) (出典：愛媛県警)

< 検挙人員と再犯者 (刑法犯) >

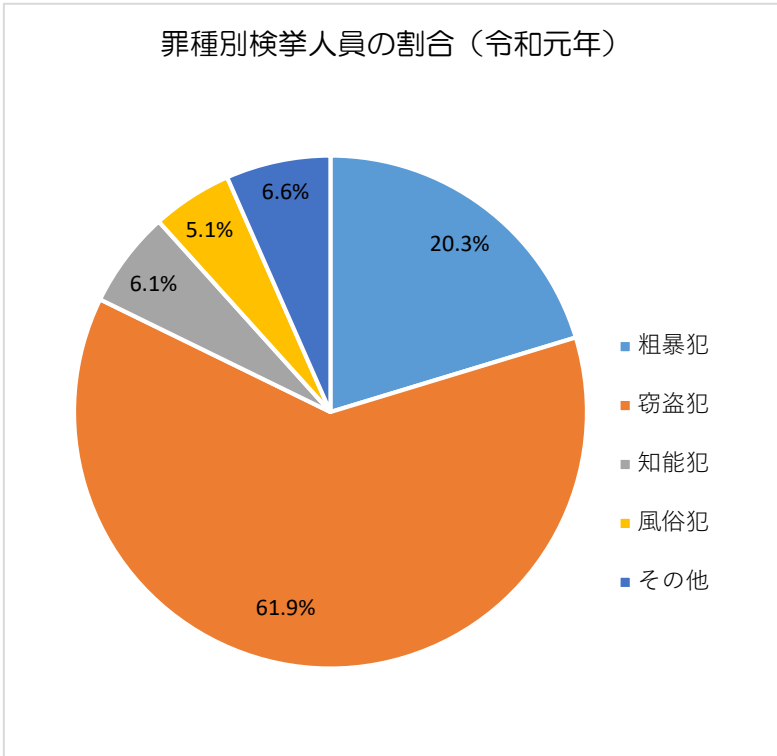


検挙人員及び再犯者数は、減少傾向にあるが、再犯者の割合が半数を超えている。



検挙人員及び再犯者数は、減少傾向にあるが、再犯者の割合は、依然半数程度を占める。

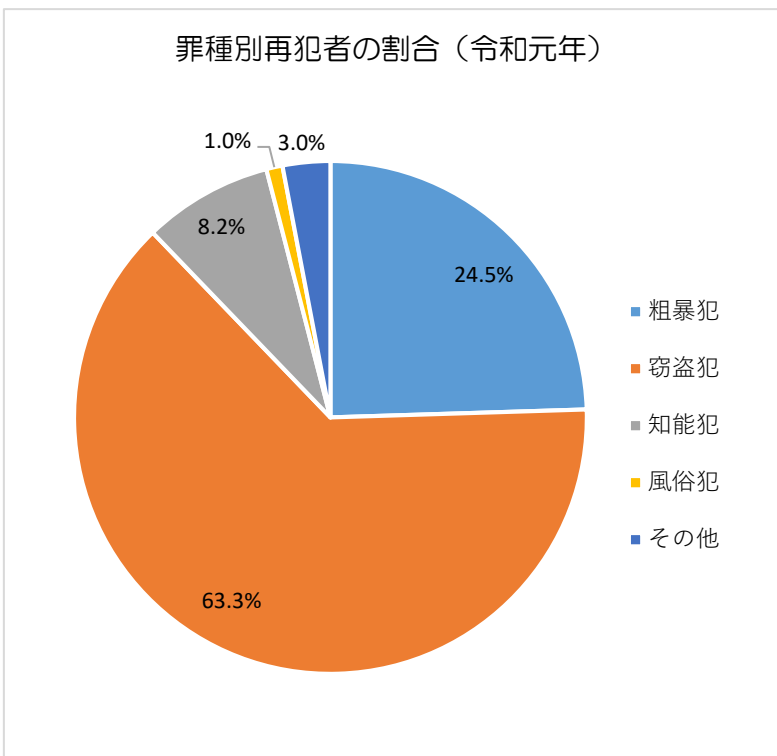
< 罪種別検挙人員（刑法犯）【松山南警察署管内】 >



罪種別検挙人員

	人員	割合
粗暴犯	40人	20.3%
窃盗犯	122人	61.9%
知能犯	12人	6.1%
風俗犯	10人	5.1%
その他	13人	6.6%
合計	197人	100.0%

窃盗犯が半数以上を占める。

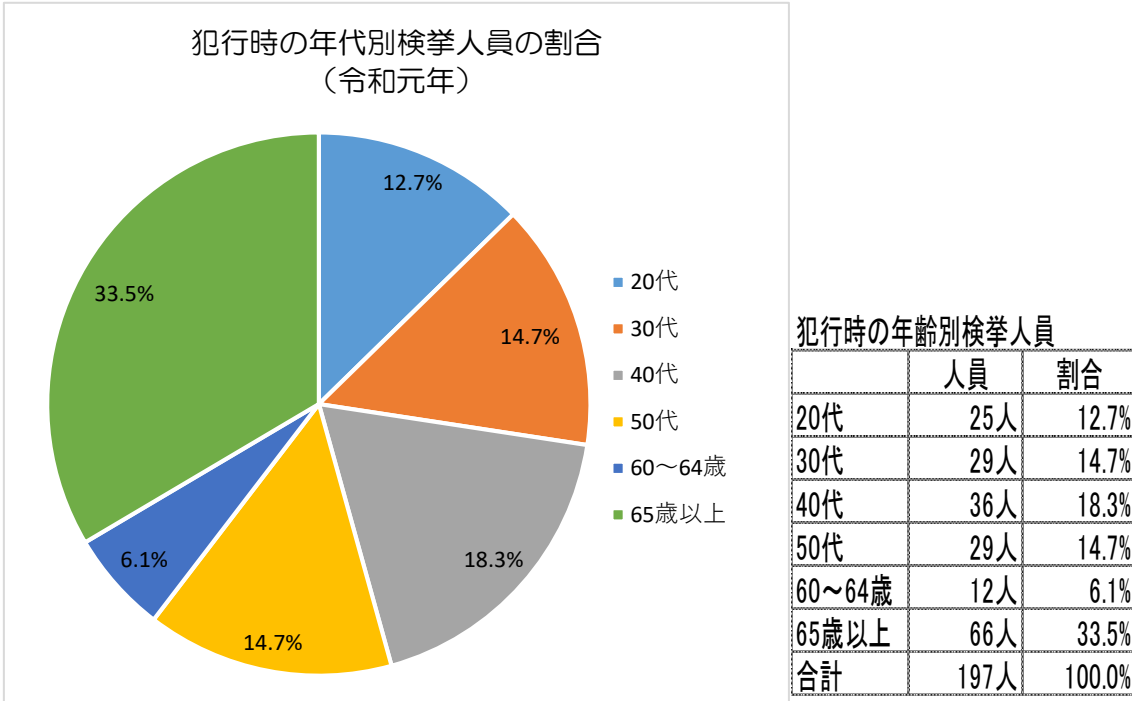


罪種別再犯者

	人員	割合
粗暴犯	24人	24.5%
窃盗犯	62人	63.3%
知能犯	8人	8.2%
風俗犯	1人	1.0%
その他	3人	3.0%
合計	98人	100.0%

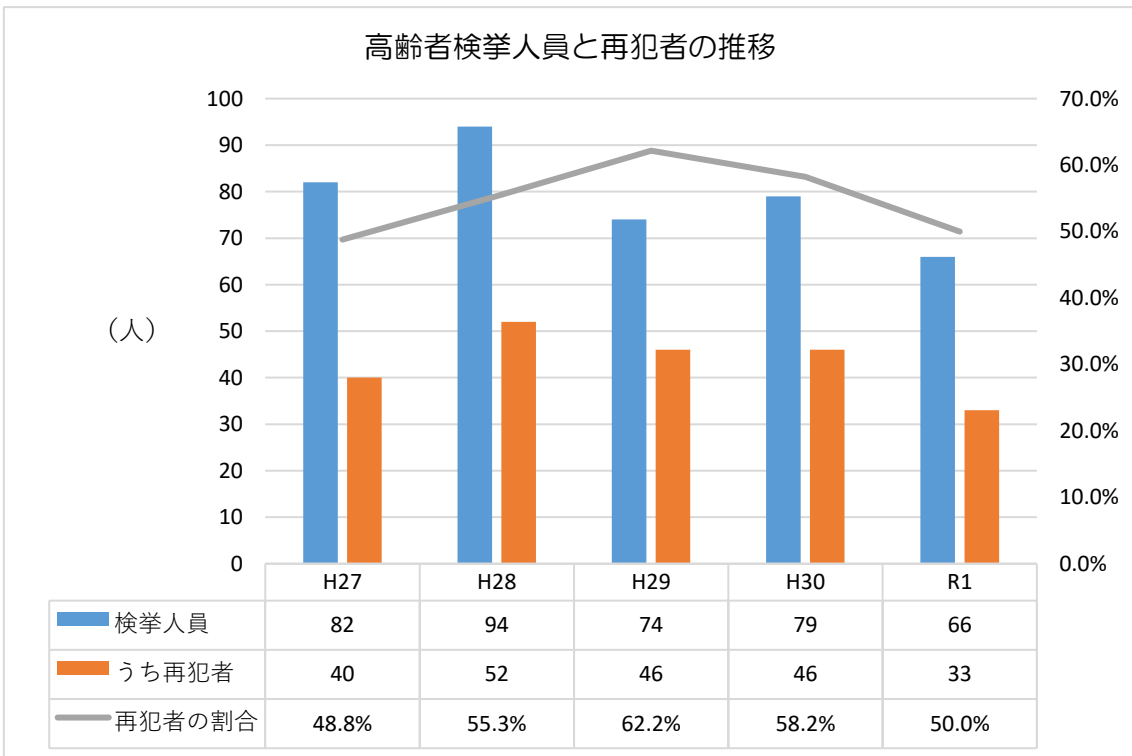
再犯においても、窃盗犯の割合半数以上を占める。

< 犯行時の年齢別検挙人員（刑法犯）【松山南警察署管内】 >



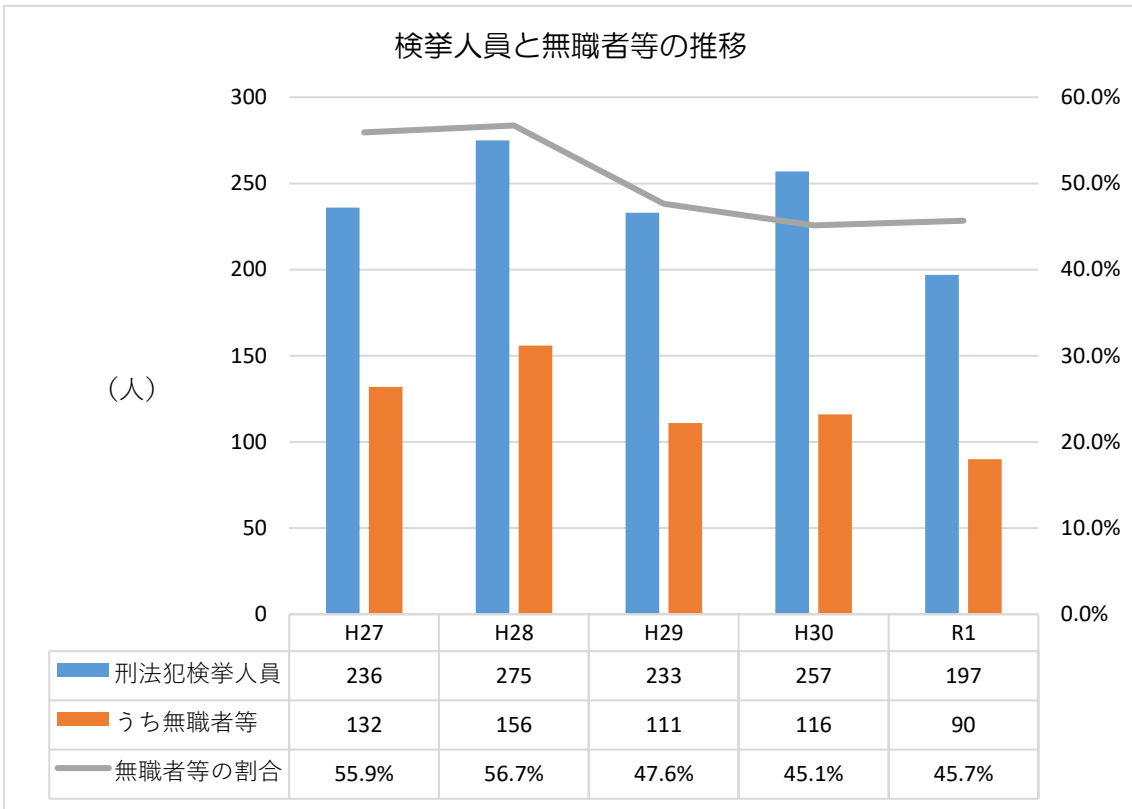
65歳以上の高齢者が1 / 3を占める。

< 高齢者（65歳以上）の検挙人員の状況（刑法犯）【松山南警察署管内】 >



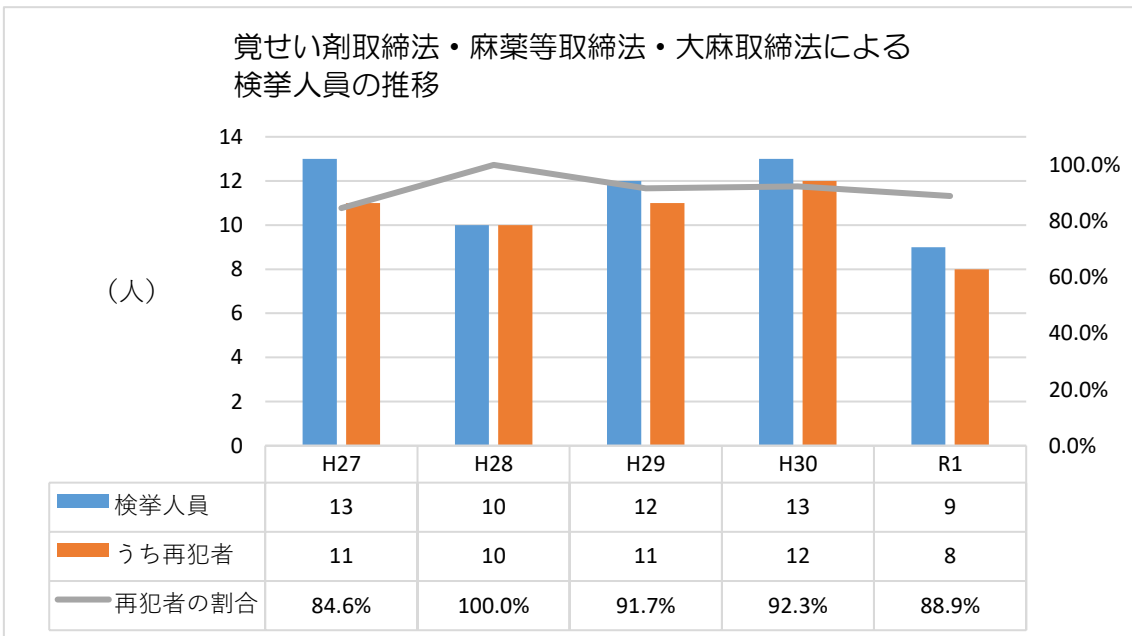
高齢者の再犯者の割合は、全年齢と比べて高い傾向がある。

< 検挙人員における犯行時の職業の有無【松山南警察署管内】 >



無職者の割合は減ってきているが、未だ半数程度を占める。

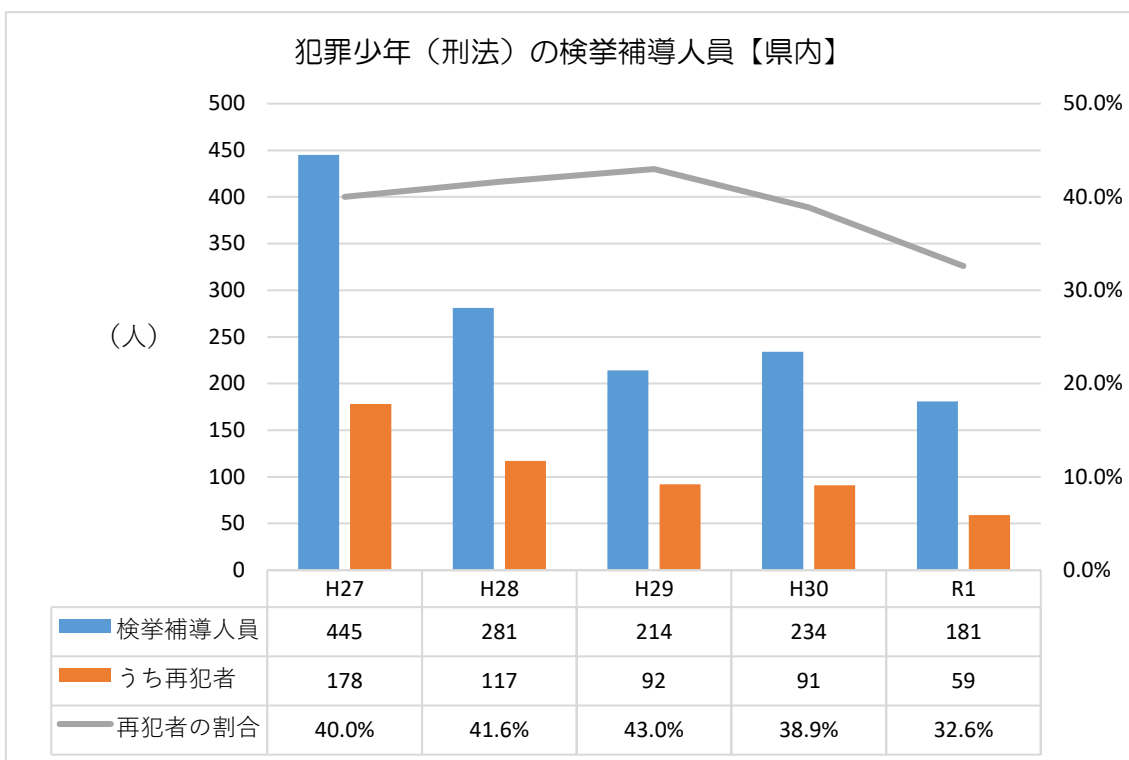
< 覚せい剤取締法等による検挙人員の推移【松山南警察署管内】 >



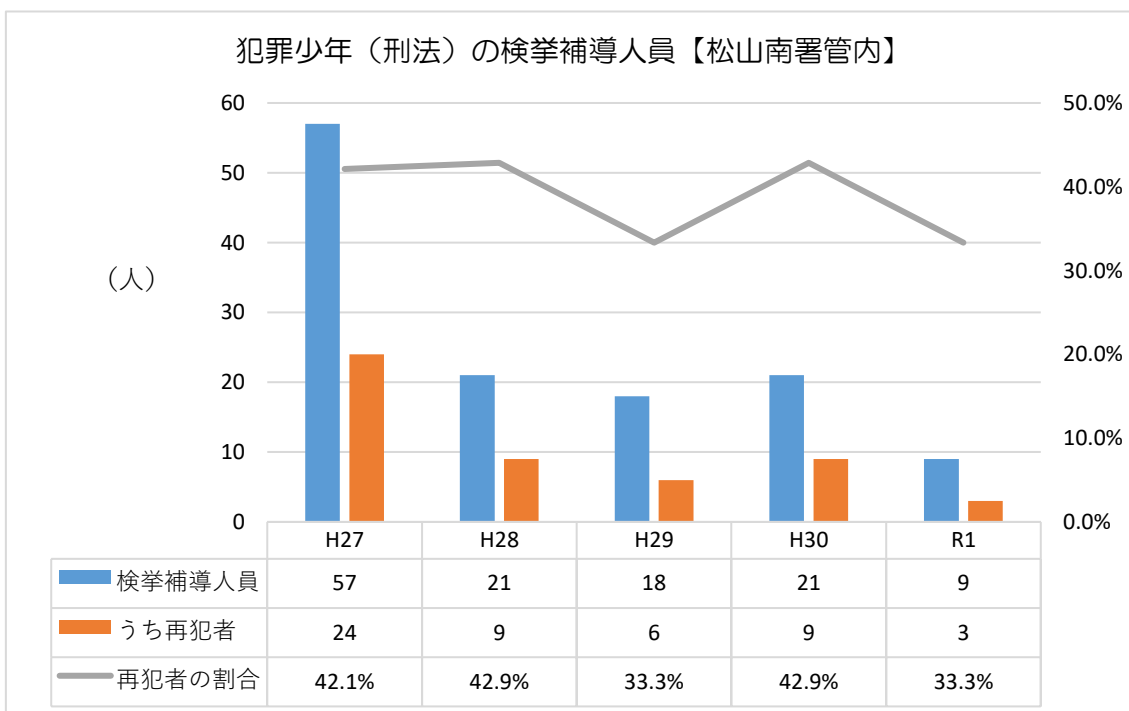
覚せい剤取締法等による検挙人員における再犯者は、例年高い割合となっている。

(3) 非行少年の検挙人員等の状況（刑法犯）（出典：愛媛県警）

< 検挙補導人員及び再犯者数（14歳以上20歳未満） >

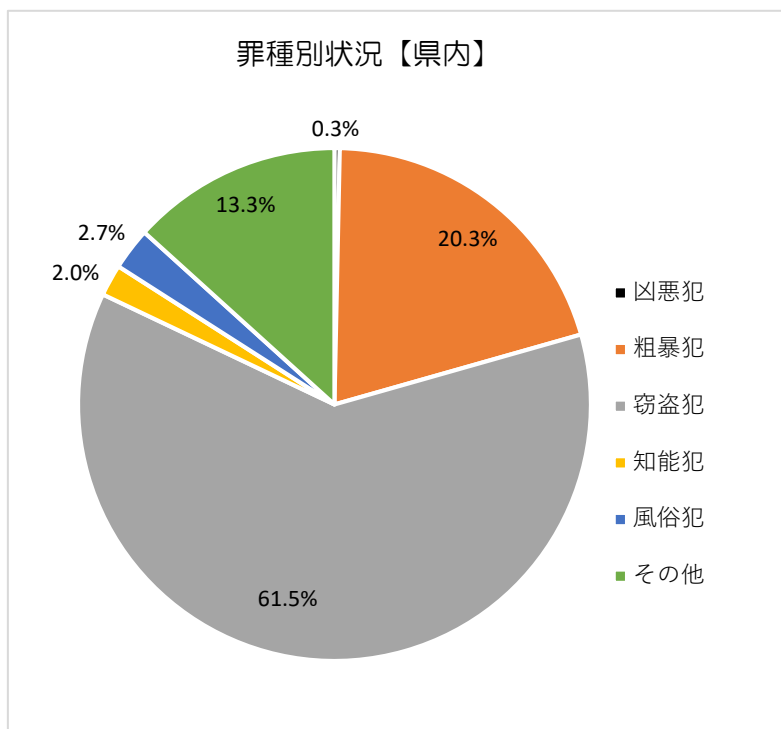


犯罪少年（刑法）の再犯者の割合は、2年連続で減少している。



過去5年間の再犯者の割合は、H29を除き県内数値を越えている。

<非行少年（刑法犯）の検挙補導人員の内訳（令和元年）>

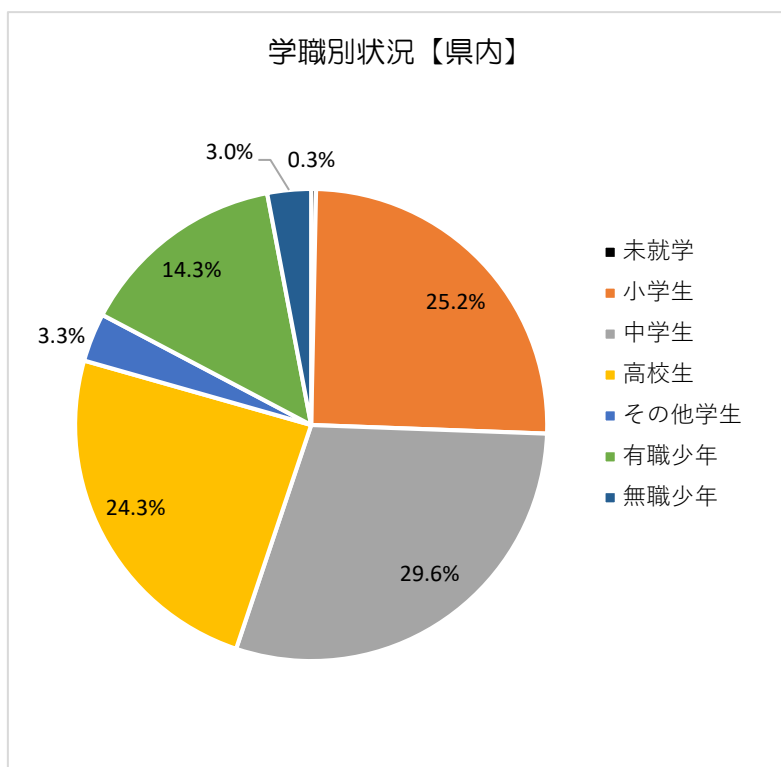


罪種別状況

	R1	割合
凶悪犯	1人	0.3%
粗暴犯	61人	20.3%
窃盗犯	185人	61.5%
知能犯	6人	2.0%
風俗犯	8人	2.6%
その他	40人	13.3%
合計	301人	100.0%

うち、松山南警察署管内20人

少年においても窃盗犯が6割を占める。



学職別状況

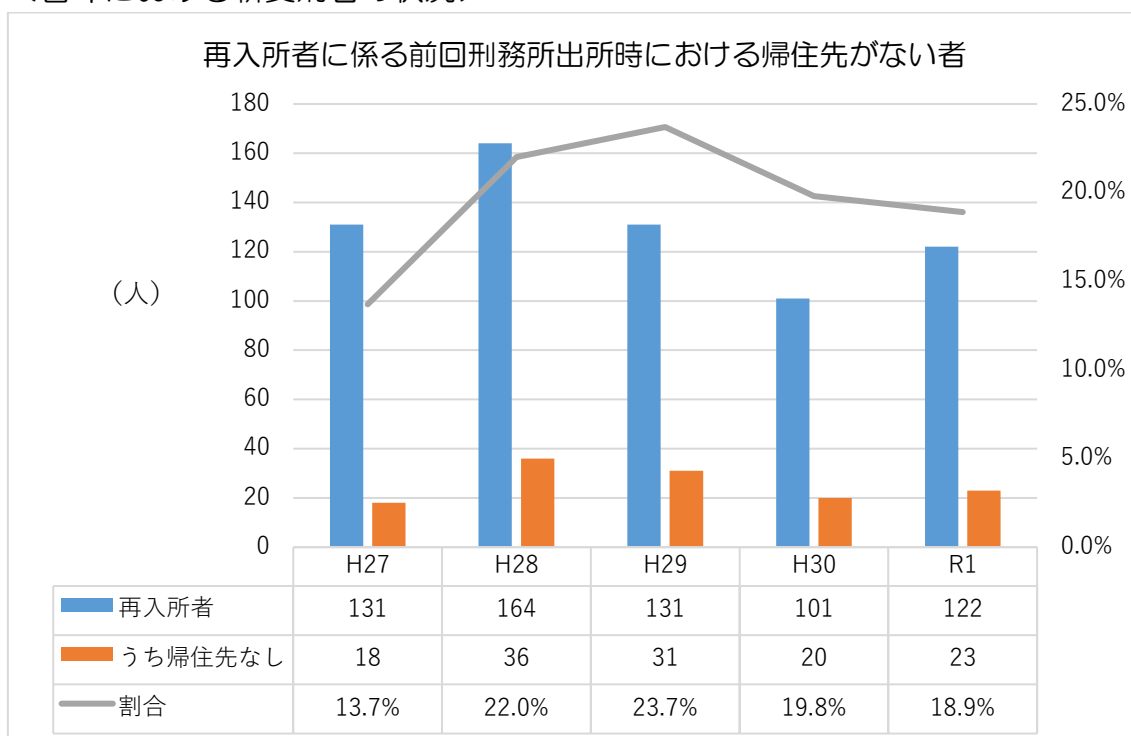
	検挙数	割合
未就学	1	0.3%
小学生	76	25.2%
中学生	89	29.6%
高校生	73	24.3%
その他学生	10	3.3%
有職少年	43	14.3%
無職少年	9	3.0%
合計	301	100.0%

うち、松山南警察署管内20人

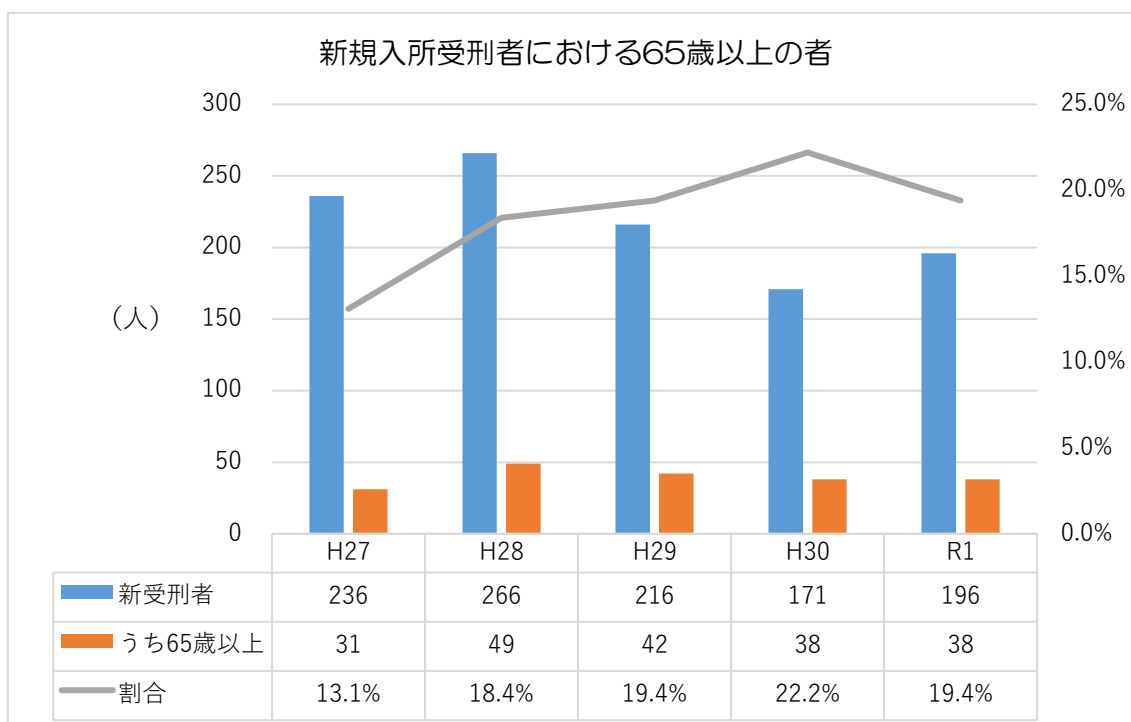
中学生の割合が高いが、次いで小学生が高い割合を示す。

(4) 県内の新受刑者の状況 (出典：法務省矯正局調査)

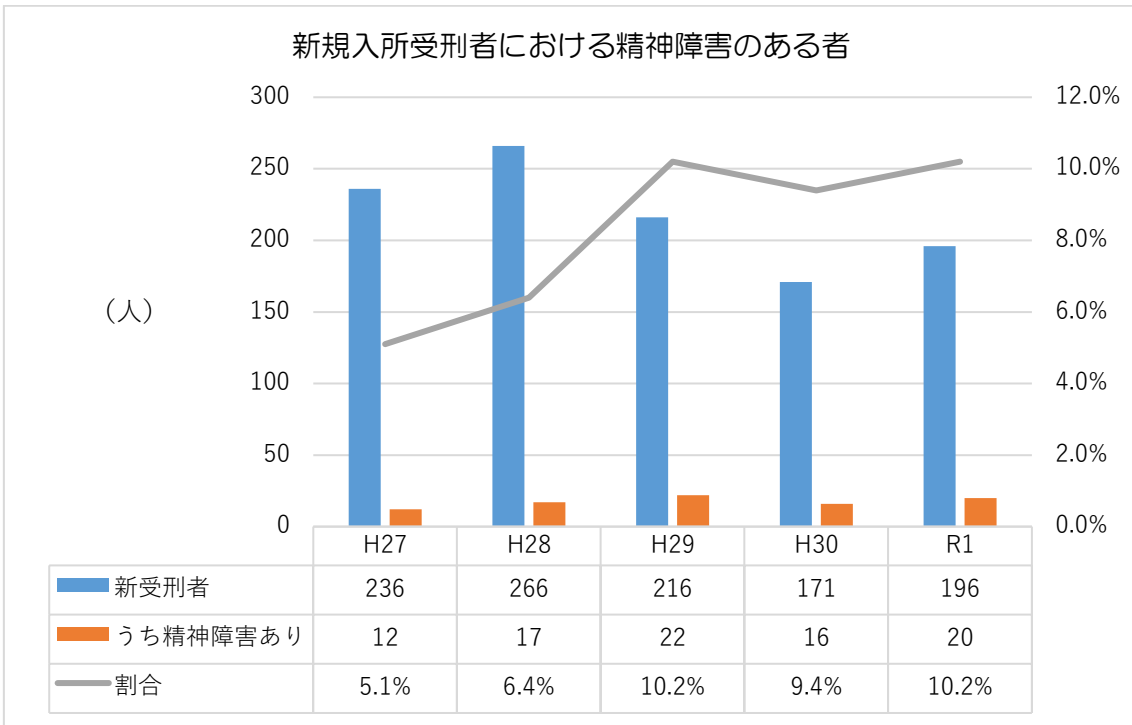
<各年における新受刑者の状況>



過去5年間は、全国数値よりも低い。(全国：H27年28.1%、H28年29.1%、H29年26.2%、H30年23.7%、R1年23.0%)



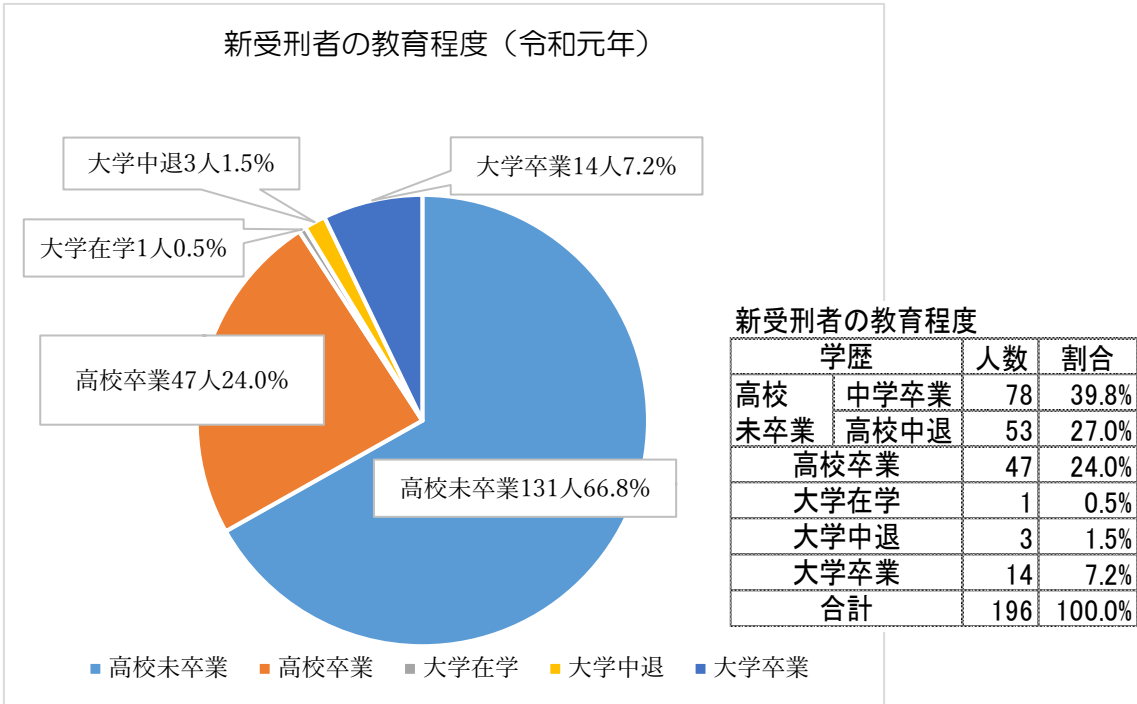
過去5年間の割合は、全国数値を超える。(全国：H27年10.7%、H28年12.2%、H29年11.8%、H30年12.2%、R1年12.9%)



新受刑者に占める精神障害者の割合は、増加傾向にある。

※「精神障害あり」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害、発達障害等を含む。）を有すると診断された者をいう。

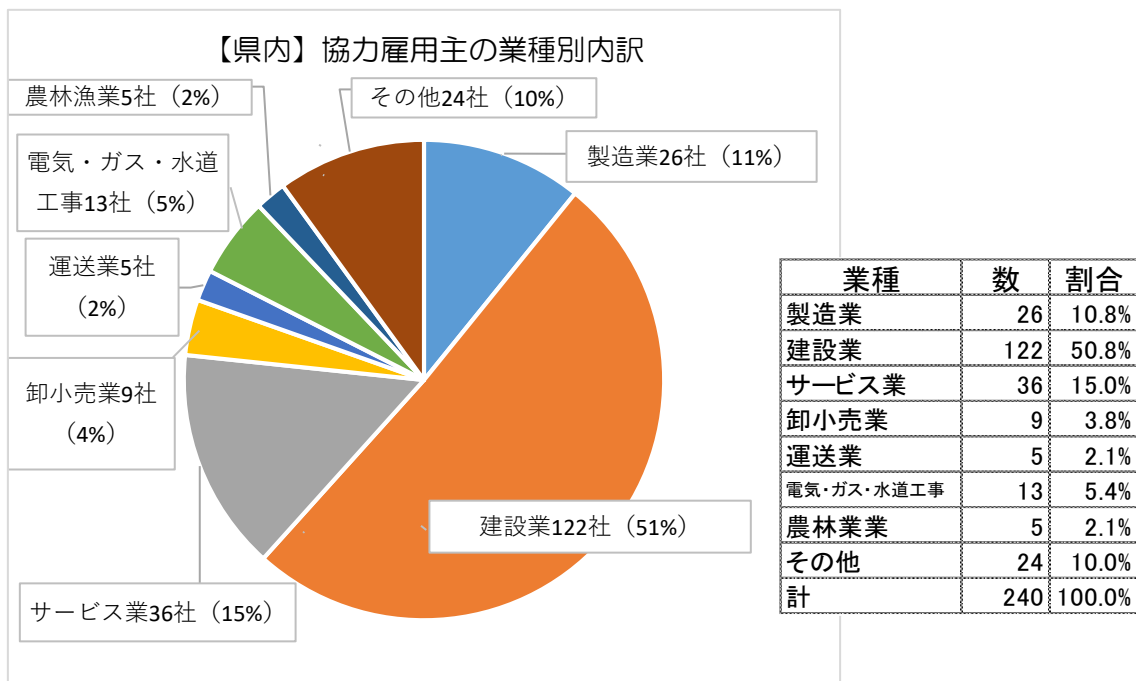
<県内新受刑者の教育程度>



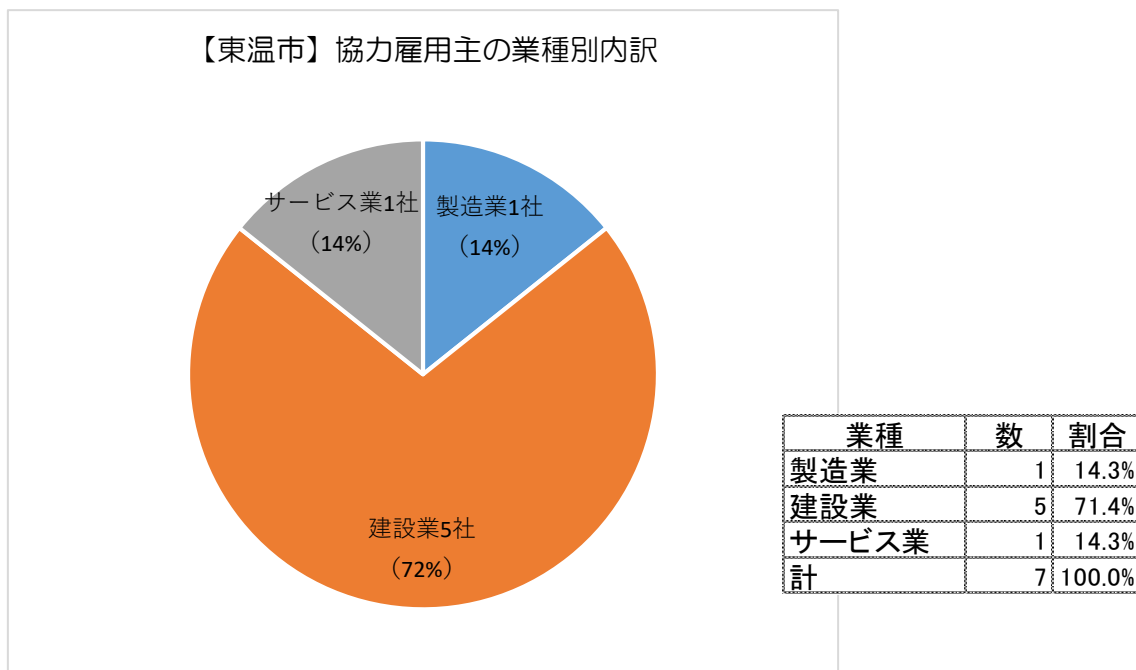
高校未卒業者が7割近く占めている。

[参考]

<協力雇用主の状況（R2.4.1 時点）出典：松山保護観察所>



建設業が半数を占める。



建設業が大半を占める。

東温市再犯防止推進計画策定委員会規則

(令和2年10月1日規則第46号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東温市附属機関設置条例（平成24年東温市条例第2号）第3条の規定に基づき、東温市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針に関すること
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容に関すること
- (3) その他東温市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項に関すること

(組織等)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関及び団体の代表者等のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 更生保護関係機関及び団体
- (2) 地域団体
- (3) 教育関係団体
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定されるまでとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱後最初に召集される会議は、市長が召集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東温市再犯防止推進委員会委員名簿

選出団体等	役職	氏名
松山地区保護司会第8分区（東温市社会福祉協議会）	分区長（会長）	藤原 弘
松山地区保護司会第8分区（松山地区更生保護女性会）	副分区長（東温支部長）	大西 千里
松山南警察署重信交番	所長	時任 義治
東温市区長会	会長	三棟 義博
東温市教育委員会	委員	水岡 明美
東温市校長会（東温市立南吉井小学校）	会長（校長）	富永 俊樹
東温市PTA連合会	副会長	野中 達矢
東温市民生児童委員協議会	会長	渡部 元衛
東温市青少年問題等協議会（東温市立川内中学校）	委員（校長）	篠原 希好
東温市少年補導委員会	会長	明賀 正宏
東温市老人クラブ連合会	会長	安部 毅
東温市婦人会	会長	高須賀 恵美子
東温市母子寡婦福祉会	会長	宇和川 洋子
松山人権擁護委員協議会東温支部	部会長	寺阪 勝見
東温市商工会	会長	越智 俊充
松山刑務所	首席矯正処遇官	杉谷 郷
松山保護観察所	企画調整課長	大崎 公一
中予保健所	健康増進課長	倉田 朋子

東温市再犯防止推進ネットワーク一覧

市外施設

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
高松矯正管区	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-4455	更生支援企画課
コレワーク四国 (矯正就労支援情報センター室)	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	0120-29-5089	矯正施設出所者等の就労支援
松山保護観察所	790-0001	松山市一番町4-4-1	089-941-9983	
松山法務少年支援センター (松山少年鑑別所)	791-8069	松山市吉野町3860	089-952-2846	非行・犯罪防止の支援
中予保健所	790-8502	松山市北持田町132	089-909-8757	健康増進課
更生保護法人 愛媛県更生保護会	790-0056	松山市土居田町280-1	089-972-0714	

市内施設

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
松山刑務所	791-0293	東温市見奈良1243-2	089-964-3355	
東温市社会福祉協議会	791-0211	東温市見奈良490-1	089-955-5535	生活困窮者自立支援、各種相談
東温市地域包括支援センター (東温市社会福祉協議会内)	791-0211	東温市見奈良490-1	089-955-0150	高齢者各種相談
東温市基幹相談支援センター (東温市社会福祉協議会内)	791-0211	東温市見奈良490-1	089-955-0150	障害者各種相談
東温市シルバー人材センター	791-0212	東温市田窪2370	089-909-3434	高齢者の就労支援
東温市居住支援協議会 (NPO法人えひめ住まいと暮らしのサポートセンター)	791-0211	東温市見奈良1540-20	089-964-8500	住宅困窮者支援 (協働：社会福祉課・都市整備課・企画政策課、東温市社会福祉協議会)
東温市福祉館	791-0301	東温市南方281-3	089-966-3306	人権啓発・人権相談・生活相談
地域子育て支援センター	791-0211	東温市見奈良490-1	089-990-1227	子育て相談
子育て相談窓口	791-0211	東温市見奈良490-1	089-964-4450	子育て、不登校、いじめ、虐待、問題行動など
教育相談室	791-0212	東温市田窪2370 東温市中央公民館	089-964-3437	教育に関する相談
東温市少年健全育成推進協議会				交通安全や見守り等
東温市青少年問題等協議会				青少年の育成、指導
東温市青少年補導センター				補導活動
東温市企画政策課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4473	空き家バンク
東温市社会福祉課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4406	民生児童委員・社会を明るくする運動・人権啓発・生活保護・障がい者支援・ひとり親支援
東温市長寿介護課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4408	高齢者支援
東温市健康推進課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4407	精神保健相談、不正大麻防止
東温市都市整備課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4412	市営住宅
東温市学校教育課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4420	小中学校の教育支援
東温市保育幼稚園課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4484	子育て支援

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

用 語

●再犯者

過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者。

●認知件数

警察において発生を認知した事件の数。

●刑法犯

刑法、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯罪等ノ防止及び処分ニ関スル法律等の犯罪。

●検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数。

●再入者

受刑のため刑事施設への入所が2度以上の者。

●補導人員

警察において触法少年として補導した少年の数。

●犯罪少年

罪を犯した14歳以上の少年（20歳未満の者）。

●触法少年

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。

●ぐ犯少年

保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年。

●非行少年

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年。

●協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

●矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

- 刑事施設
刑務所、少年刑務所及び拘置所のこと。
- 更生保護
犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適正に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。
- 特別調整
受刑者や少年院在院者のうち、高齢又は障がいがあり、適当な帰住予定地がない者を対象として、出所後直ちに必要な福祉サービス等を受けられるよう、特別の手続きにより、生活環境の整備を行うこと。
- 矯正就労支援情報センター（コレワーク）
全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズにマッチする者を事業所所在地のハローワークを通じて紹介することで、受刑者の就労を支援する法務省の機関。
- 刑務所出所者等就労奨励金
保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して支払う奨励金。
- 障害者就業・生活支援センター
障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施。
- 刑の一部の執行猶予制度
3年以下の懲役または禁錮の刑を言い渡す際に、刑の一部の期間について1年以上5年以下の執行猶予とすること。
- 地域生活定着支援センター
保護観察所等と連携し、高齢や障がい等により福祉の支援を必要としている矯正施設退所予定者等に対し、必要なサービスへつながるよう、支援する機関。
- BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）
非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

●法務少年支援センター

非行等に関する問題や、思春期の少年の行動理解等に関する知識・ノウハウを活かして、少年や保護者などの個人からの相談に対して情報の提供・助言等を行うほか、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携して地域の非行・犯罪防止に関する活動や支援を行う法務省の機関であり、少年鑑別所内に設置されている。

●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員で給与は支給されない。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、刑事施設や少年院から出所した人がスムーズに社会復帰することができよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

●更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

●保護観察

非行や犯罪をした人が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司により指導と支援を行うこと。

保護観察の対象者は、主に次の4種類

- ・保護観察処分少年（少年）
非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年
- ・少年院仮退院者（少年）
非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年
- ・仮釈放者（成人）
懲役または禁錮の刑に処され、仮釈放を許された者
- ・保護観察付執行猶予者（成人）
刑の執行猶予とあわせて保護観察付の言渡しを受けた者

●東温市地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、東温市における地域福祉を推進するための基本的な施策の方向を明らかにする計画。

平成30年から令和7年を計画期間としている。

東温市再犯防止推進計画

発 行 / 令和3（2021）年3月
発 行 者 / 愛媛県 東温市
問 合 せ 先 / 東温市 市民福祉部 社会福祉課
〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1
TEL（089）964-4406
FAX（089）964-4446
